

秋スポ少 - 50
令和4年7月25日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年7月25日時点)」等について(通知)

県は22日、新型コロナウイルスの感染が急拡大していることから、感染警戒レベルを「2(警戒強化)」に引き上げました。

このことを受け、本団では、県外との交流や宿泊を伴った活動を、当面の間自粛することにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年7月25日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年7月25日から)」を作成しましたので、貴管下の各単位団関係者(保護者含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いいたします。

なお、夏場のマスクの取り扱いについては、熱中症予防の観点から各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応するよう、引き続き御指導をお願いいたします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年7月25日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年7月25日から)」

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

秋スポ少－50
令和4年7月25日

各競技団体長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年7月25日時点)」等について(通知)

県は22日、新型コロナウイルスの感染が急拡大していることから、感染警戒レベルを「2(警戒強化)」に引き上げました。

このことを受け、本団では、県外との交流や宿泊を伴った活動を、当面の間自粛することにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年7月25日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年7月25日から)」を作成しましたので、貴管下の各競技団体関係者(郡市組織等の下部組織含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いします。

なお、夏場のマスクの取り扱いについては、熱中症予防の観点から各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応するよう、引き続き御指導をお願いします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年7月25日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年7月25日から)」

(本件の問い合わせ先)

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和4年7月25日時点)

1 基本方針

全てのスポーツ少年団活動において、考えられる最大限の感染防止対策を講じるとともに、別紙「遵守事項(令和4年7月25日から)」に則った上で活動すること。

活動日数及び時間は、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」の内容を踏まえ、感染防止の観点からも、可能な限り短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。

2 基本的な留意事項

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底して避けること。
- こまめな手洗い(手指消毒)を励行すること。
- 体調のすぐれない団員はスポ少活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。
- 練習場所や更衣室、食事、集団での移動の際の三密を避けること。
- 屋内の活動では、こまめな換気を必ず行うこと。
- 夏場は熱中症対策を優先し、他者との距離が十分確保できる場合や会話をほとんど行わない場面では、マスクを外すこと。ただし、他者との距離が十分に確保できない場合や近い距離で会話を行う場面では、マスクを着用すること。
※マスク着脱の詳細については、各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応すること。

3 県外での活動について

- 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

- ・「真にやむを得ない大会」とは、日本スポーツ少年団や中央競技団体が主催する全国・東北大会とする。
- ・真にやむを得ない大会として全国・東北大会に参加する場合、スポーツ少年団を所管する当該市町村教育委員会やスポーツ振興主管課、団員が在籍する学校に、必ず事前に報告・相談し、帰県後の健康観察期間や検査等の対応について指示を受けること。
- ・真にやむを得ない大会として参加する場合、考えられる最大限の感染防止対策を講じること。
- ・市町村スポーツ少年団本部は、必要に応じて当該単位団に対して指導・助言すること。

- 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間控えること。

4 県内の活動について

- (別紙)遵守事項(令和4年7月25日から)に則った上で活動すること。
- 大会参加や練習試合等の対外交流については、保護者の同意を得て実施するのはもちろんのこと、会場への移動、食事、会場での更衣室や会議室の利用等においても、団員・指導者等の感染防止策を徹底すること。
- 宿泊を伴う活動(合宿等)については、当面の間実施しないこと。

5 その他

- 地域の感染状況によっては、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応をすること。
- スポーツ少年団を所管する市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先すること。
- 各競技の統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドラインづくりや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することにしてるので、その動向を常に注視するとともに、各競技がとるべき最新の感染防止対策を講じること。

別紙

スポーツ少年団活動の実施における遵守事項（令和4年7月25日から）

（活動全般）

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開についてはスポーツ少年団を所管する市町村教育委員会またはスポーツ振興主管課に相談した上で慎重に判断すること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 指導者の立ち会いの下、活動を行うこと。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習会場の広さに対する部員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとや男女別に分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習会場はもちろんのこと、更衣室等についても常時又は定期的な換気を行い、完全に外気と入れ替わるようにすること。
- 練習終了後は、速やかに帰宅させること。

（対外交流）

- 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。
- 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間控えること。
- 大会参加や練習試合等の対外交流は、当面の間県内チームと行うこと。ただし、感染が拡大している地域との交流は控えるなど、柔軟な対応をすること。
- 交流後の健康観察は特に徹底し、参加者に異変があった場合は、関係チームで速やかに情報共有するなど、自団や団員が所属する学校、相手チームへの感染拡大防止に細心の注意を払うこと。

（食事）

- 食事をとる際は、単位団毎を原則とし、間隔を十分に確保するなど感染防止対策を徹底すること。
- 練習後は、集団で飲食をしないよう指導をすること。

（移動、宿泊）

- バスや自家用車等で移動する場合は、マスク着用はもちろん、座席に余裕をもって、人数を割り当てるとともに、常時、又は定期的な換気を行うこと。
- 宿泊を伴う活動(合宿等)は、当面の間実施しないこと。